

社会福祉法人清風会
特別養護老人ホーム洗寿園

介護職員等特定処遇改善加算に伴う給与改善方法について

1. 対象者の選定

- ① 経験・技能のある介護職員
10年以上の介護経験者(他施設での経験を含む)で、介護福祉士の資格を有する職員。
- ② その他の介護職員
上記①以外の介護職員。
- ③ 介護職員以外の職員
介護職員を除く、年収440万円未満の職員。

2. 給与改善額

(1) 常勤職員または非常勤職員Aは、特定処遇改善手当として下表の金額を毎月の給与で改善する。

対 象 者	給与改善額(月額)
① 経験・技能のある介護職員	23,000円
② その他の介護職員	11,000円
③ 介護職員以外の職員	5,000円

(2) 非常勤職員Bは、特定処遇改善手当として下表の金額を時給に加算し毎月の給与で改善する。

対 象 者	給与改善額(時給)
① 経験・技能のある介護職員	139円
② その他の介護職員	66円
③ 介護職員以外の職員	30円

3. 給与改善の期間

令和 2年 4月から令和 3年 3月まで

以上